



警戒情報

# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(第77号)

配信日 平成26年8月27日

長崎県消費生活センターからの情報です

### 浄水器のトラブルに注意!

#### ～物は届かず、代金は自動引き落とし!?～

##### 〈相談事例〉

20年程前、友人に勧められて浄水器を購入した。定期的に交換用のカートリッジを自動引き落としで購入しているが、代金は支払済みなのにカートリッジが届かない。商品を送付して欲しいので、販売会社に連絡しているが、何度電話をしても混雑中との自動音声案内が流れるだけで話すことが出来ない。今回代金支払い済みの商品を受け取ったら解約し、次の自動引き落としがされないようにしたい。

##### 〈消費者センターからのアドバイス〉

- 同種の相談が県内で20件ほど寄せられています。
- 相談当初は、販売会社と連絡が取れていましたが現在は困難になっています。
- カートリッジ代金の引き落としを利用中で事例のように商品が届いていない方は、一旦自動引き落とし停止手続きをして様子をご覧ください。あわせて、販売会社には商品が届くまで自動引き落としを停止、あるいは解約する旨書面で通知してください。
- 浄水器に関しては、不審な点検商法にも注意が必要です。もし不安を煽られるようなことがあってもその場では契約せず、周囲の方や家族に相談するようにしましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

**長崎市消費者センター** (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

**土曜日、日曜日、祝日** …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)